

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合等には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において被害への初動的な対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に収集し分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階からの県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 県危機対策連絡室の設置等及び初動措置

(1) 担当課体制の構築

県は、県外からの情報により県外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、防災危機管理課職員及び消防保安課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

(2) 県危機対策連絡室の設置

① 県危機対策連絡室の設置

危機管理局長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を的確かつ迅速に行うため、青森県危機管理指針（以下「県危機管理指針」という。）に基づき、青森県危機対策連絡室（以下「県危機対策連絡室」という。）を速やかに設置する。

② 県危機対策連絡室の構成

県危機対策連絡室は危機管理局長を室長とし、部局等の主管課長及び危機事態に関係する課等の長を室員とする。なお、事案の状況に応じて室長が必要と認める職員も室員とする。

③ 県危機対策連絡室の設置に伴う措置等

県は、県危機対策連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生等について、消防庁を経由して国（内閣官房）に連絡する。

また、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(3) 県危機対策連絡室における初動措置

県は、県危機対策連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集し、分析し、被害の最小化を図る。また、事態認定後においては、必要に応じ、緊急通報の発令、退避の指示等の国民保護法に基づく措置を実施する。

(4) 国等への支援等の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。また、事態認定後に、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう国に要請する。

2 県危機対策本部又は県対策本部に移行する場合等の調整

(1) 県危機対策本部に移行する場合の調整

県は、県危機対策連絡室を設置した後に、被害の拡大防止等を図るため知事が必要と認めるときは、県危機管理指針に基づく青森県危機対策本部（以下「県危機対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策連絡室は廃止する。

県危機対策本部を設置した後に、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策本部は廃止する。

(2) 県対策本部に移行する場合の調整

県は、県危機対策連絡室を設置した後に、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策連絡室は廃止する。

(3) 県災害対策本部を設置している場合の調整

県は、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあつて、災害対策基本法に基づく青森県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を設置しているときにおいて、その後、県対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県災害対策本部を廃止する。

この場合において、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、県災害対策本部を設置することができるのは、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当し、被害に係る事案の発生原因が不明の期間に限られる点に留意する必要がある。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 初動連絡体制の迅速な確立

市町村は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちに県に連絡するとともに、県と連携して、県警察、消防、海上保安部及び自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。そのため、必要となる初動連絡体制について、市町村国民保護計画において定めておくものとする。

(2) 事態認定前における初動措置

市町村は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法及び災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集し、分析し、被害の最小化を図るものとする。

(3) 市町村対策本部に移行する場合の調整

市町村は、市町村対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあって、災害対策基本法に基づく市町村災害対策本部を設置したときにおいて、その後、市町村対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに市町村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市町村災害対策本部を廃止するものとする。

この場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合の手順

① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

② 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。

③ 県対策本部の本部員及び関係職員の参集

県は、本部員及び関係職員に対し、非常参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④ 県対策本部の開設

県は、県災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

県は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するとともに、市町村及び指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

- ・ 東青県土整備事務所
- ・ 青森県総合社会教育センター

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町村長から、市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

2 県対策本部の組織

(1) 県対策本部長、副本部長及び本部員

県対策本部の本部長は知事をもって充て、副本部長に副知事をもって充てる。

本部員は、教育長、警察本部長のほか、本庁の部局長をもって充てる。

(2) 本部会議の設置

県対策本部に、県対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部会議を置く。本部会議は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。

本部会議は県対策本部長が主宰し、県対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(3) 統括調整部の設置

県対策本部に、県対策本部長の意思決定を補佐するため、統括調整部を置き、部長は危機管理局長をもって充てる。

また、統括調整部に副部長を置き、副部長は危機管理局次長及び参事をもって充てる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

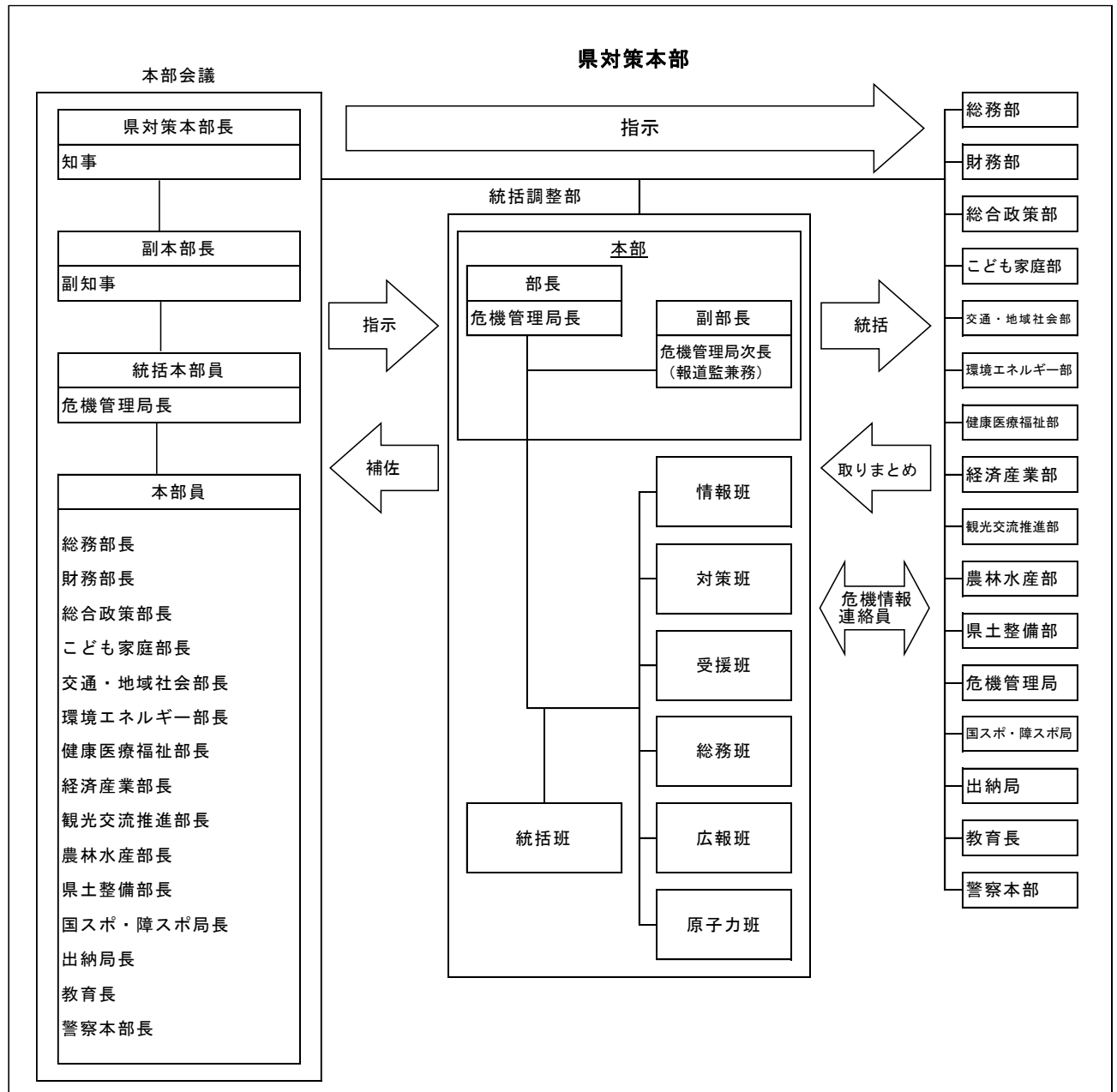
(4) 統括調整部の機能

統括調整部に次に掲げる班を置き、機能を別表のとおり定める。また、各班の業務に当たる職員をあらかじめ定めておく。

- ① 統括班
- ② 情報班
- ③ 対策班
- ④ 受援班
- ⑤ 総務班
- ⑥ 広報班
- ⑦ 原子力班

班名	機 能
統括班	- 本部会議の運営に関する事項 - 情報班が収集した情報を踏まえた対策の目標及び対応方針に関する事項 - 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
情報班	- 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 - 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
対策班	- 県が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する調整（他班の所管業務を除く） - 指定行政機関の長等への措置要請、緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部等の派遣要請及び活動調整に関する事項 - 航空機の運用及び調整
受援班	他の都道府県等、全国知事会、国への応援要請及び受入等広域応援に関する事項
総務班	- 本部員や統括調整部職員のローテーション管理 - 通信回線や通信機器の確保 - 統括調整部職員の食料の調達等庶務に関する事項
広報班	被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
原子力班	- 原子力施設の被害状況に関する事項 - 環境放射線モニタリングに関する事項

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処



(5) 危機情報連絡員

県は、県対策本部と各部局等との円滑な情報連絡のため、危機情報連絡員を置き、県危機管理指針に定める危機情報連絡員をもって充てる。

(6) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 報道監の設置

武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「報道監」を設置する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急処理事態への対処

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行うこと。

ウ) 市町村と連携した広報体制を構築すること。

(7) 現地対策本部の設置

知事は、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うために必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(8) 現地調整所の設置等

① 県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。以下同じ。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地関係機関が連絡調整を図る場（以下「現地調整所」という。）を迅速に設置するものとする。

また、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に県以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、県は当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせるものとする。

② 現地調整所は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の規模及び影響を受ける区域の範囲等を勘案して、県が現地関係機関の連絡調整に最も適切に対処し得ると判断されるとき（市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置又は緊急対処保護措置が市町村の区域を越えて実施される場合等）は、県により設置されるものとする。

③ 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置するものとする。県は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

④ 現地調整所の運営は、他の現地関係機関の協力を得て行うが、県が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置又は緊急対処保護措置が行われるよう留意するものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ⑤ 現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・避難住民の誘導
- ・消防活動
- ・被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・汚染原因物質の除去又は除染
- ・警戒区域の設定、交通の規制
- ・応急の復旧
- ・広報

- ⑥ 現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
- ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況）

イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む）
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

- ⑦ 県及び市町村の対策本部並びに現地対策本部は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を県及び市町村の対策本部並びに現地対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に行われるように努めるものとする。

（9）県対策本部長の権限

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

① 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町村対策本部の本部長（以下「市町村対策本部長」という。）から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等及び要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求める。また、県対策本部長は、防衛大臣に対して、その指定する職員の本部会議への出席を求める。

なお、自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国は必要な調整を行うものとされていることから、県対策本部長は、必要に応じて、当該施設等を所管する自衛隊の部隊などと調整しつつ、東北防衛局その他の指定地方行政機関の長に対し、その指名する職員を派遣するよう求めるとともに、県職員を三沢防衛事務所等関係機関に派遣し、連絡調整にあたらせるなど、国との調整のために必要な措置を講じる。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

⑥ 県教育委員会及び県警察に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県教育委員会及び県警察に対し、県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(10) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

この場合において、直ちに、県議会に対して県対策本部を廃止した旨連絡するとともに、市町村及び指定地方公共機関に対しても、県対策本部を廃止した旨を通知する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を速やかに行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が、必要に応じて開催する武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会に職員を出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、総監等を通じ防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

※総監等

陸上自衛隊東北方面総監

海上自衛隊大湊地区総監

航空自衛隊北部航空方面隊司令官

【想定される自衛隊の国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部に派遣された連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める際の活動の調整や手続については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 県が、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに県議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。
- (3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (4) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (5) 県は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を県議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

- ① 県は、市町村から国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

② 県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

③ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するとともに、協力は、自発的な意思によるものであることに留意する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達

(1) 警報の通知

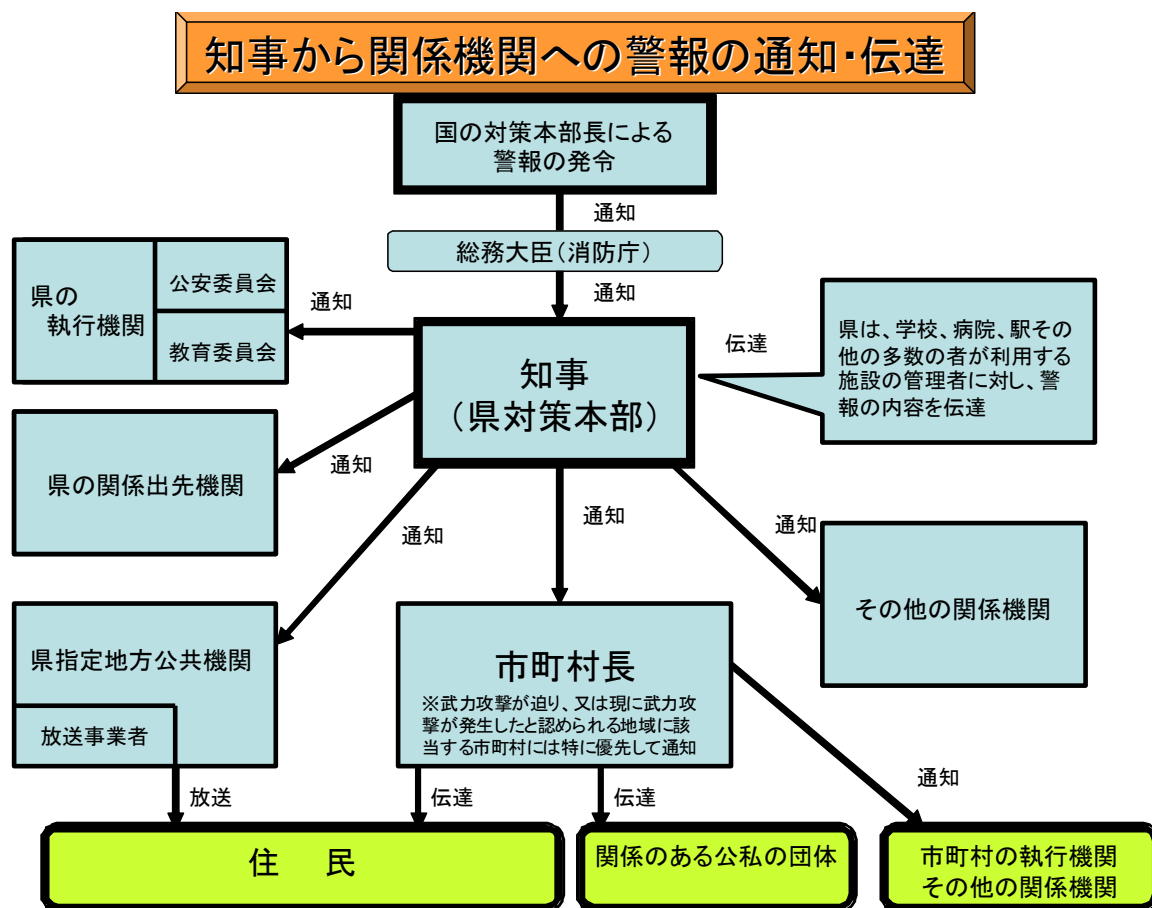
- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達

- ① 県は、国と連携して、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処



2 武力攻撃事態等における市町村長の警報伝達の基準

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- (3)市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努めるものとする。この場合においては、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

- (4)警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 緊急対処事態における警報の通知等及び市町村長の警報伝達の基準

(1) 警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(2) 市町村長の警報伝達の基準

① 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

この場合において、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急対処事態において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努めるものとする。この場合においては、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

③ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

4 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、次のとおりとし、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- ① 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測
- ② 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【青森県〇〇郡〇〇町の〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、017-734-〇〇〇〇まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、関係指定公共機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知するとともに、速やかに、その内容を国の対策本部長に報告する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第2 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

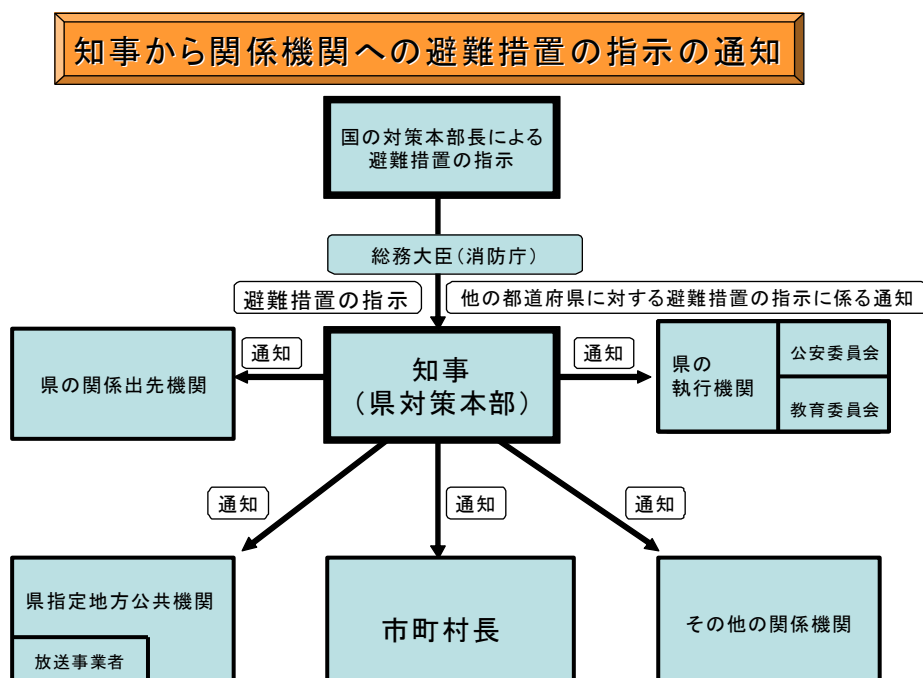
(1) 避難措置の指示を受けた場合の連絡等

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は他の都道府県に対する避難措置の指示に係る通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。

【避難措置の指示の内容】

- ア 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。



第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときは、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部長における専門的な判断により決せられることになるが、この場合において、知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。

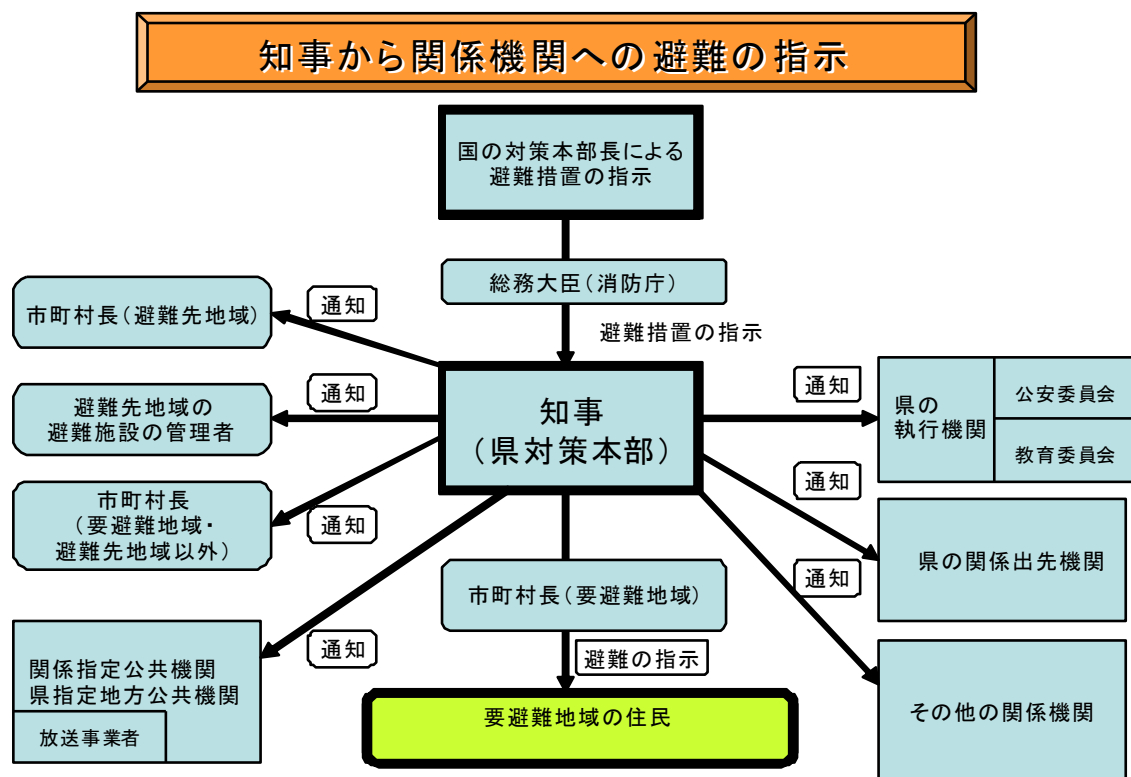
② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、次のような事項に留意し必要な調整をして避難の指示を行う。

【避難の指示に際して調整を要する事項】

- 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- 要配慮者の把握
 - ・ 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数の把握
 - ・ 在宅の要配慮者の人数及び状況の把握
 - ・ 外国人の人数（言語別）の把握
- 避難のための輸送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整（鉄道、バス、タクシー等）
 - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意（除雪体制）
 - ・ 要配慮者の優先利用

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 道路管理者および鉄軌道管理者による交通支障箇所の通報連絡
 - ・ 県警察との避難経路の選定
 - ・ 自家用車等の使用等に係る調整（要配慮者のみの使用）
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者および鉄軌道管理者との調整
- 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛省への支援要請
- 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要請の聴取、広域的な調整
- 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難の指示の内容の変更等の調整)



第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【避難の指示の内容の一例】

避難の指示

青 森 県 知 事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
- 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること（開始後○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 輸送手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
- (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること（開始後○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 輸送手段及び避難経路
 - 徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
 - ・・・以下略・・・
- (注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

- ① 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。
- ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一放送しなければならないというものではないことから、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ① 知事は、県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事とあらかじめ次の事項について協議する。
 - ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等

なお、「避難先地域」を管轄する都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として要避難地域の都道府県知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 国の対策本部長等による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

緊急対処事態における政府による利用指針の調整への対応については、武力攻撃事態等における国の対策本部長による利用指針の調整への対応についてと同様とする。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、関係指定公共機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設等の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設等の供与を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

3 避難の指示に当たって配慮すべき事項

(1) 積雪時における住民の避難

県は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮するものとする。また、道路管理者と密接に連携して、冬期閉鎖区間を考慮した避難経路を示すとともに、計画的な除排雪により交通路の確保に努める。

(2) 武力攻撃原子力災害又は緊急対処事態における攻撃による原子力災害（以下「武力攻撃等原子力災害」という。）の場合の住民の避難

知事は、武力攻撃等原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

① 対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要であると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

② また、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

③ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。

④ なお、屋内避難については、木造等建物においても効果はあるが、特に、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

（3）自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難

県は、自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、国及び市町村と、平素から密接な連携を図る。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとされていることから、県は、国の調整に基づき必要な措置を講ずる。

（4）半島、中山間地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察及び海上保安部等の意見を聴いた上で、必要に応じて、自家用車等又は船舶を交通手段として示す。

（5）大規模集客施設や旅客輸送関連施設における当該施設滞在者等の避難等

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

4 事態の類型等に応じた留意事項

（1）着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

② 県は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ③ 県警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行う。
- ④ 県は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、国と連携して、住民の避難のための輸送力の確保に努める。

(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つかとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
なお、退避の指示は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に伴う目の危険を一時的に避けるため特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるために行うものであるが、緊急の必要がある場合の対応として、知事にもこの権限が付与されているものである。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安部等、自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(3)弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(4) 航空攻撃の場合

- ① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(5) NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

5 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した県職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村から要請があった場合には、避難先地域の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うとともに、現地に県職員を派遣して調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等で、必要と判断するときは、緊迫性等を勘案してより広域的見地からそれらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、武力攻撃事態等において避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、指定公共機関又は指定地方公共機関を始めとする運送事業者に対し、自ら運送の求めを行う。

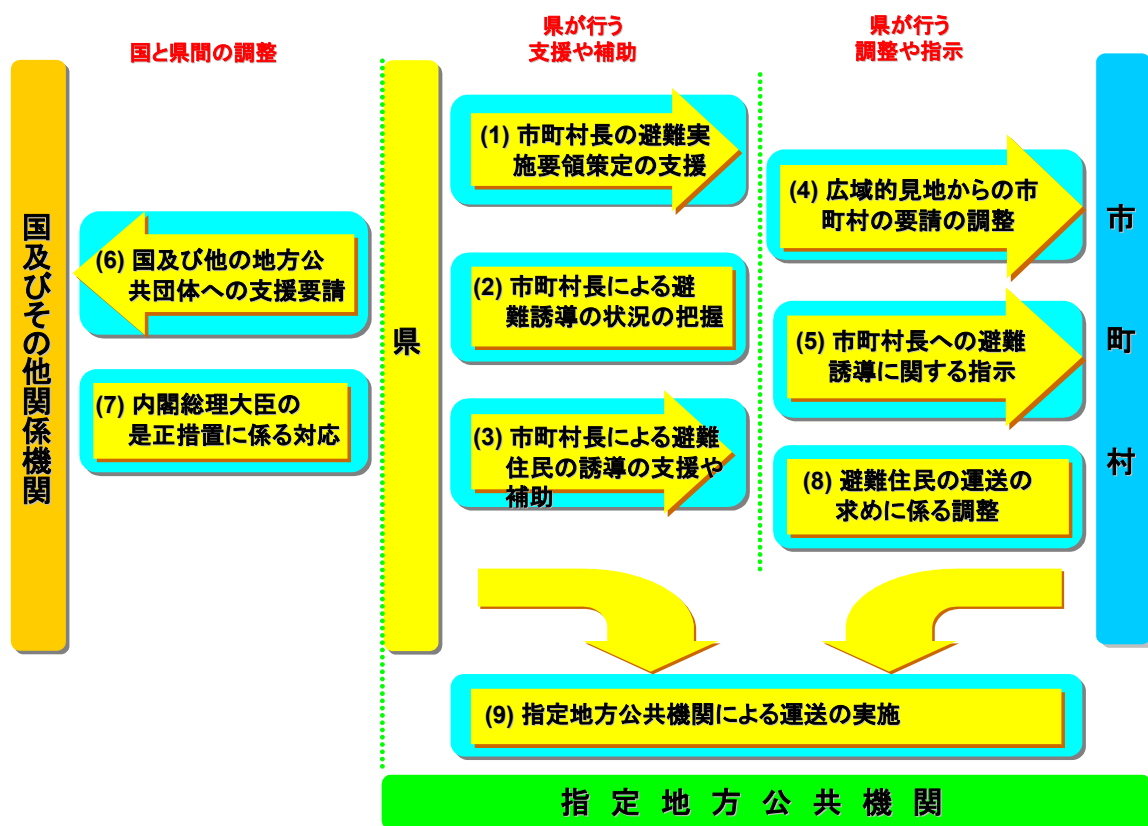
知事は、指定地方公共機関を始めとする運送事業者による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、指定地方公共機関を始めとする運送事業者が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

指定地方公共機関を始めとする運送事業者は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない等正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

県による避難住民の誘導の支援等



第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

6 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町村国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁の作成に係るマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市B1丁目、B2丁目の住民は「B町内会」、C1丁目、C2丁目の住民は「各ビル事業所及びC町内会」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：H市D1丁目1-1のH市立E中学校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：一時集合場所：A市B3丁目1-1のA市立B小学校グラウンドに○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者の集合については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間等

避難を開始する時間、集合時間や避難の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難を開始する時間 ○日14時30分を目途に避難を開始する。)

(例：集合時間 ○日15時までに集合する。)

(例：バスの発車時刻：○日15時20分、15時40分、16時00分)

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促す。)

(例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難の開始時間及び避難経路等、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：〇〇鉄道〇〇駅東口に集合した後は、〇日の15時30分より30分間隔で運行する〇〇鉄道〇〇線H市H駅行の電車で避難を行う。H駅到着後は、H市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でH市立G中学校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職員の配置等

避難住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。)

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。)

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等
問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。

(例：緊急時連絡先：A市対策本部 担当△山○男

T E L 017×－77－1111 F A X 017×－77－1400)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領については、市町村において定められるものであり、市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、県国民保護計画において参考までに避難実施要領のイメージとして次のとおり示す。

避難実施要領（案）

青 森 県 A 市 長

○月○日○時現在

○月○日○時の青森県知事からの避難の指示に基づき、A市における住民の避難を、次のとおり行う。

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

(1) A市B1丁目、B2丁目（※住宅地を想定）

A市B1丁目、B2丁目の住民は、H市D1丁目1－1のH市立E中学校体育館を避難先として、○日14時30分を目途に避難を開始する。

- ① 住民は、A市B3丁目1－1のA市立B小学校グラウンドに○日15時までに集合する。
集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者の集合については自動車等の使用を可とする。

- ② A市立B小学校グラウンドに集合した後は、A市職員の誘導に従って、〇〇バス株式会社のバスにより、国道〇〇号を利用して、H市立E中学校体育館に避難する。
バスの発車時刻は、○日15時20分、15時40分、16時00分である。

- ③ 避難住民の誘導は、B町内会を単位とする。

(2) A市C1丁目、C2丁目（※ビル事業所及び住宅が混在する地区を想定）

A市C1丁目、C2丁目の住民は、H市F1丁目1－1のH市立G中学校体育館を避難先として、○日14時30分を目途に住民の避難を開始する。

- ① 住民は、〇〇鉄道〇〇駅東口に○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者の集合については自動車等の使用を可とする。
- ② 〇〇鉄道〇〇駅東口に集合した後は、○日の15時30分より30分間隔で運行する〇〇鉄道〇〇線H市H駅行の電車で避難を行う。
- ③ H駅到着後は、H市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でH市立G中学校体育館に避難する。
- ④ 避難住民の誘導は、各ビル事業所及びC町内会を単位とする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

2 避難住民の誘導の実施方法等

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市員等の割り振りを行う。

- ・ 市対策本部要員
- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促す。

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

(3) 要配慮者に対する避難誘導

誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。（※冬期においては防寒にも留意する。）

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

T E L 017×-77-1111

F A X 017×-77-1400

・・・以下略・・・

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

7 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

8 動物の保護等

(1) 危険動物等の逸走対策

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

(2) 家庭動物等の保護等

県は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の実施について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 福祉サービスの提供
- ⑨ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 遺体の搜索及び処理
- ⑫ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対応事態への対応

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(5) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(6) 緊急物資の運送の求め等

知事が指定公共機関又は指定地方公共機関を始めとする運送事業者に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の5の(8)に準じて行う。

(7) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の5の(9)に準じて行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 救援の内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「「救援の程度及び基準」」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

- 避難住民又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。
- 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、国が管理する施設、移動可能な施設又は車両等の設置により実施する。
- 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。また、長期避難住宅の設置が困難な場合には、賃貸住宅、公営住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容する。
- 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。
- 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。
- 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。

② 応急仮設住宅

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。
- 応急仮設住宅等を供与する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。
- 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。
- 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 避難所に収容された者、武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。
- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。
- 県は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求める。

(4)医療の提供及び助産

- ① 医療の提供
 - 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
 - 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。
 - 医療の提供は、次の範囲内において行う。
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- 大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。
- 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

② 助産

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により助産の途を失った者に対して行う。
- 助産は、次の範囲内において行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(5)被災者の搜索及び救出

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。
- 安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等が行う搜索救出活動との連携を図る。

(6)埋葬及び火葬

- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。
- 埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（附属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 県は、県警察及び海上保安部等と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- 厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、通信手段を失った者に対して行う。
- 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関への協力要請及び国等への支援要請を行い、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

(8) 福祉サービスの提供

- 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、その他の者に対して行う。
- 福祉サービスは、次の範囲内において行う。
 - ア 情報の把握
 - イ 相談対応
 - ウ 避難生活上の支援
 - エ 福祉避難所の設置
 - オ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請

(9) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。なお、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合は国等への支援要請を行う。
- 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(10) 学用品の給与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。なお、教科書等が不足し調達が困難な場合は国等への支援要請を行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(11) 遺体の搜索及び処理

① 遺体の搜索

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

② 遺体の処理

- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- 次の範囲内において行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案

(12) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

- ① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
- ② 知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ③ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内で当該特定物資が十分に確保することができないときは、指定行政機関の長等に対して支援を要請する。

(2) 土地等の使用

- ① 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。
- ② 知事は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地等の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等にあつては、事後に交付する。

○ 事後に交付する場合

- ア 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
- イ 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明である場合
- ウ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合

(4) 立入検査等

- ① 知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ② 知事は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。
- ③ 立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

5 医療の実施の要請等

(1) 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

(2) 医療の実施の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

(3) 医療関係者の安全確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害の場合の医療活動

県は、内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行う。

また、内閣総理大臣により、被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、連携した医療活動を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対応事態への対応

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への搬送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。
- ② 県は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

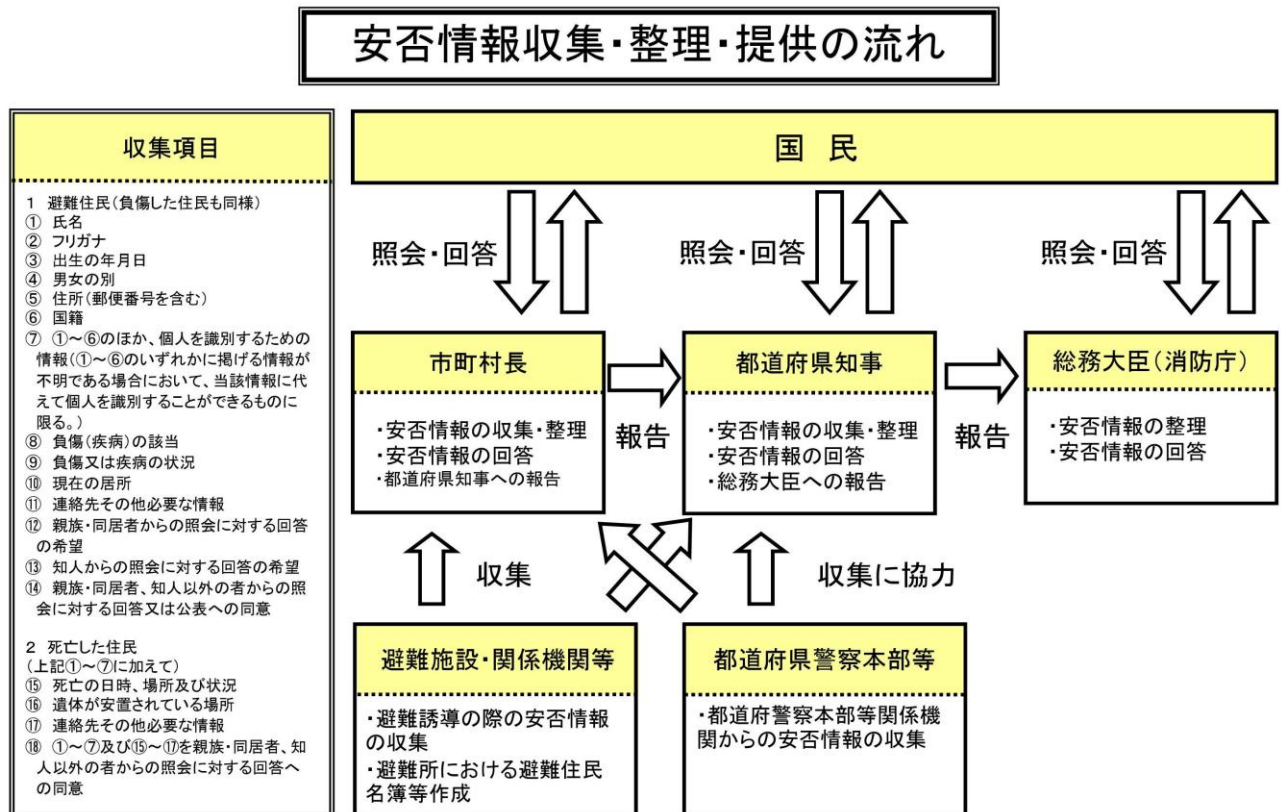
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

県警察、消防機関は、化学剤による攻撃が発生した場合には、防護服を着用するなど安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。

県は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集・提供システムの利用

県及び市町村は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとする。

ただし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムによることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAXを用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

2 安否情報の収集等

(1) 市町村の行う安否情報の収集等

- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に収容され、又は入院している避難住民等について、安否情報省令第1条に規定する様式第1号又

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

は様式第2号により安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に知事に報告するものとする。この場合において、市町村長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行うよう努めるものとする。

また、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

- ② 市町村長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 県の行う安否情報の収集等

- ① 知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理する。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努める。この場合において、県の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、知事が行う安否情報の収集に協力する。
- ② 知事は、①のほか、県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【様式第1号】

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷 （ 疾 病 ） の 該 当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親 族 ・ 同 居 者 か ら の 照 会 が あ れ ば 、 ① ～ ⑪ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は 、 ○ で 囲 ん で 下 さ い。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知 人 か ら の 照 会 が あ れ ば ① ⑦ ⑧ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は ○ を 囲 ん で 下 さ い。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ① ～ ⑪ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 又 は 公 表 す る こ と に つ い て 、 同 意 す る か ど う か ○ で 囲 ん で 下 さ い。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【様式第2号】

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同 意 する 同 意 し ない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

（注）緊急対処事態における安否情報の収集もこの様式による。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 安否情報の報告

(1)市町村長から知事への報告

市町村長から知事への安否情報の報告は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(2) 知事から総務大臣への報告

知事から総務大臣への報告は、市町村長から知事への報告に準じて行う。

【様式第3号】

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民については、「⑩負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑪現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(注) 緊急処理事態における安否情報の報告もこの様式による。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、県対策本部に設置する照会窓口で安否情報省令第3条に規定する様式第4号の安否情報照会書を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしよう

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

とする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合等には、電子メールの送信、FAXを用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

- ③ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、安否情報照会書に記載されている氏名及び住所等と同一の氏名及び住所等が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、住民基本台帳カード等であって本人であることを確認するに足りるものの提示・提出を求めるものとする。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせるものとし、窓口における書面の提出による照会以外の場合ややむを得ない理由によりこれらの運転免許証等の提示・提出をできない場合には、住所地市区町村に問い合わせることにより本人確認を行うものとする。

第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【様式第 4 号】

様式第 4 号（第 3 条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所）		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

（注）緊急対処事態における安否情報の照会もこの様式による。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有し及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号の安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答するものとする。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答するものとする。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、照会を行った者の氏名や連絡先等を把握するとともに、回答した安否情報の内容等についてできる限りその回答状況を記録しておくものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【様式第5号】

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(注) 緊急対処事態における安否情報の回答もこの様式による。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底するものとする。
- ② 安否情報の回答に当たっては、安否情報は個人情報であることにかんがみ、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

県は、日本赤十字社に対する安否情報の提供に当たっても、4の(2)及び(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県警察及び海上保安部の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれらに準じた措置を講ずる。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれらに準じた措置を講ずる。

また、このほか、その他の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長に対し、生活関連等施設に係る立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会又は海上保安部長に要請する。また、生活関連等施設のうち国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）については、情勢により当該施設が何らかの攻撃にありう可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会又は海上保安部長に要請する。

(5) 立入制限区域の指定

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定する。

この場合の立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とする。

また、県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、その旨を速やかに当該施設の管理者に通知するとともに、迅速かつ広く住民に周知するため、県報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。現場においては、警察官は、可能な限りロープ等によりその区域を明示するとともに、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

(6) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(7) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③までの措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と①から③までの措置との対応関係は次の表のとおりである。

第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧

※ 下欄の 1 号、2 号、3 号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1 号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2 号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3 号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第 103 条第 3 項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第 12 条の 3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第 45 条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第五〇条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとる。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第2 武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃等原子力災害への対処等については、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃等原子力災害への対処

県は、原子力事業所が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

（1）県地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃等原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（2）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示に係る対応等

① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業者又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係周辺市町村長に通報するとともに、指定地方公共機関に通知する。

また、放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通知を指定行政機関の長から受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係周辺市町村長及び指定地方公共機関に通知する。

② 知事は、モニタリングポスト等による把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示（以下「公示」という。）を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

【公示の内容】

- ア 武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域
- イ 武力攻撃等原子力災害に係る事態の概要
- ウ 応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

- ④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

【応急対策の内容】

- ア 公示の内容その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- イ 放射線量の測定その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃等原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ク その他武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

(3) モニタリングの実施

県によるモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講じる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。
この場合において、屋内避難や移動による避難の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかどうかは、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示など応急措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に設置される。なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。
- ② 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を設置することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行われる。
- ③ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃等原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

なお、知事は、核燃料物質等又は原子炉に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害又は当該緊急対処事態における災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、状況に応じ、関係する指定行政機関の長に対して、加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設又は原子炉施設の使用の停止等の必要な措置を講ずべきことを原子力事業者に対し命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県地域防災計画(原子力災害対策編)に定められた措置に準じた措置を講じる。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(8)避難退域時検査及び簡易除染の実施

県及び原子力事業者は、避難又は一時移転(防災基本計画(原子力災害対策編)の一時移転をいう。)の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県地域防災計画(原子力災害対策編)に定められた措置に準じた措置を講じる。

(9)飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画(原子力災害対策編)に定められた措置に準じた措置を講じる。

(10)要員の安全の確保

県は、武力攻撃等原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1)応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2)国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3)関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて県衛生

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次に掲げる点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

知事は、内閣総理大臣から、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請された場合は、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長等又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【国民保護法第 108 条に掲げる措置】

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上の表の第 1 号から第 4 号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上の表の第 5 号及び第 6 号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上の表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(6) 土地等への立入

知事は、汚染の拡大を防止するための措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

この場合において、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

退避の指示は、市町村長が行うこととされているが、知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避を要する地域を管轄する市町村長その他の関係機関に通知する。

また、知事は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示する。

【退避の指示の一例】

○ 武力攻撃災害が発生したため、△△市〇〇町1丁目、××市△△町2丁目地区の住民については、外での移動に危険が生じることから、屋内に一時退避すること。

○ 武力攻撃災害が発生したため、△△市〇〇町1丁目、××市△△町2丁目地区の住民については、〇〇地区の△△避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示をする場合】

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、住民への退避の指示を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を周知する。
- ② 県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における退避の指示を要請する。

2 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する措置
- ② 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずる。この場合において、知事は、直ちに市町村長に通知する。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(3)警戒区域設定に伴う措置

- ① 県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ② 県は、警戒区域を設定した場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4)警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 消防に関する措置等

(1)消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2)消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

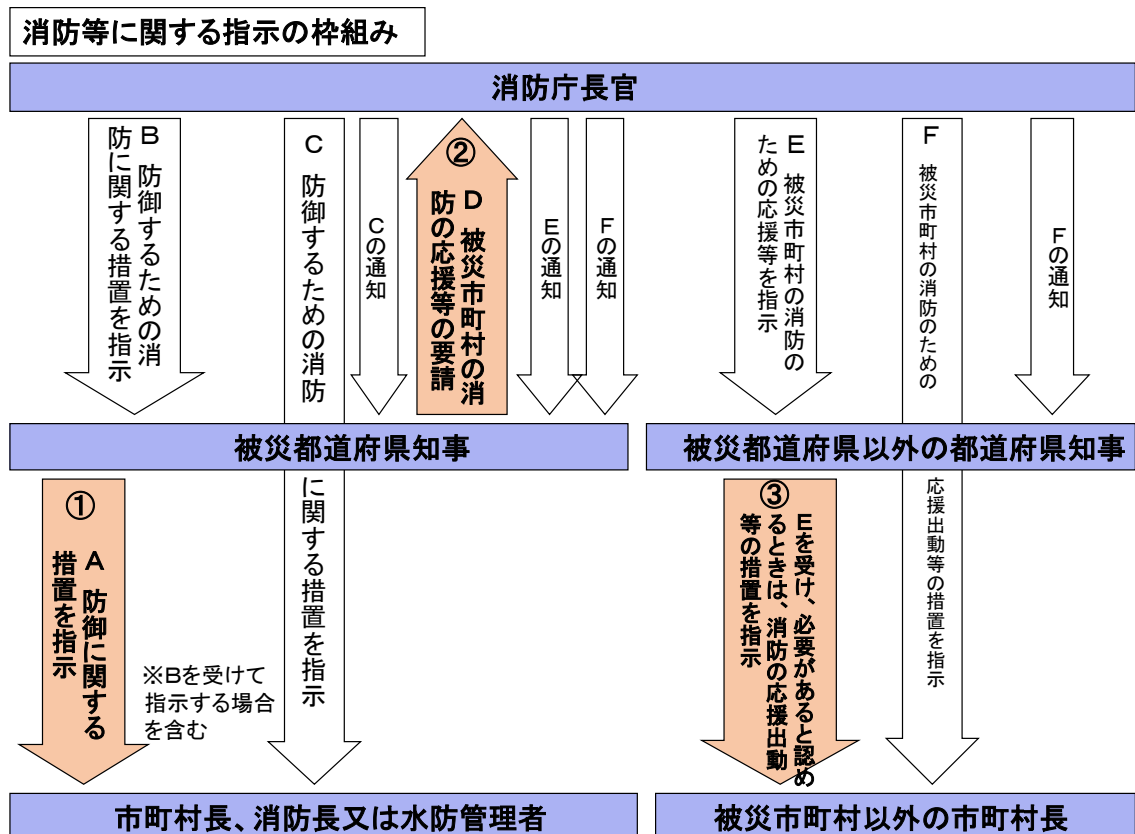
② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、区域内の消防力のみをもってしては対処できないときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。



第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、これを国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
- (3) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- (4) 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次に掲げる様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。
- なお、県は、新たに重大な被害が発生した場合など、必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 青 森 県							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

（注）緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

（5）県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関する人的及び物的被害の状況等並びにその業務として行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第9章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理等

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であること等から、保健衛生の確保及び廃棄物の処理その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年青森県）等を踏まえ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況等の把握及び処理全体の進捗管理を行う。
- ② 県は、地域内で目標期間内の処理が困難と見込まれる場合は、県内の市町村、他の都道府県、国及び民間事業者団体等との間で、支援及び協力体制を整えるなど、広域的な処理についての調整を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第10章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。